

●大阪地方裁判所

裁判と争点

原発労働者被曝訴訟

因果関係の厚い壁

泊 次郎

朝日新聞社/司法記者会

●初めての原発被曝訴訟

原子力発電所で作業中、多量の放射線を浴び放射線皮膚炎にかかった、として大阪市に住む岩佐嘉寿幸さん(五八歳)が日本原子力発電会社を相手取って約四五〇〇万円の損害賠償を求めている「岩佐被曝訴訟」の判決が、三月二〇日、提訴以来七年ぶりに大阪地裁で下される。

原子力発電所などの運転に伴って起きた事故に対して、事業者側の賠償責任を定めた「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和三六年施行)に基づき訴訟は、これが初めて。がんや白血病など放射線による障害は、放射線を浴びてから発症までに時間がかかるうえ、他の原因でもこれらの症状は起こりうる。したがって、放射線障害らしい症状が現われたとしても、それがほんとうに放射線によって引き起こされたものなのか、因果関係を立証するには大きな困難がつきまとう。石油に代わるエネルギーとして原子力

への傾斜が進む中で、放射線にさらされながら働く労働者に裁判所はどのような司法救済の道を開くのか。判決は、約四万人にもふくらんだ原発内労働者の未来、原子力開発の将来にも大きな影響を与えそうだ。

●事件経過

話は十年前にさかのぼる。岩佐さんは、海南土木という水道管工事会社に勤めていた。パイプの中の水流を止めずに管に穴をあける、特殊な技術を持った熟練工だった。昭和四六年五月二七日、岩佐さんは助手と二人で福井県敦賀市の日本原子力発電会社敦賀発電所に出かけた。同発電会社の保証工事を担当していたGE社から元請け、下請け、孫請けの海南土木を通じて下りてきた仕事だった。同発電所で「作業は原子炉建屋内でしてほしい」と初めて聞かされた岩佐さんは、「話が違う」といったんは断わったが、押し問答の末結局作業を引き受け

る。岩佐さんら二人は、パンツ一枚になつて着替えたうえ、原子炉建屋内には入り、格納容器への入口近くの「汚染監視区域」で、直径四〇センチの海水パイプに枝管を取り付けた。二人が建屋内にいたのは約二時間半。二人とも原発内での仕事は、後にも先にも一回きりだったが、係員は作業の始めと終りに顔を見せた。だけで、作業中はだれも立会わなかった。岩佐さんの体に異常が現われたのはそれから約一週間後。右ひざ内側に直径八センチほどの発赤ができ、全身がだるく、熱がある。近くの医院で治療を受けた。発赤はいったん治まったが、しばらくすると再発。その後経過が思わしくなく四八年八月には、仕事に耐えられなくなり休職。阪大付属病院に行き、皮膚科助手の田代実医師らの診察を受けた。

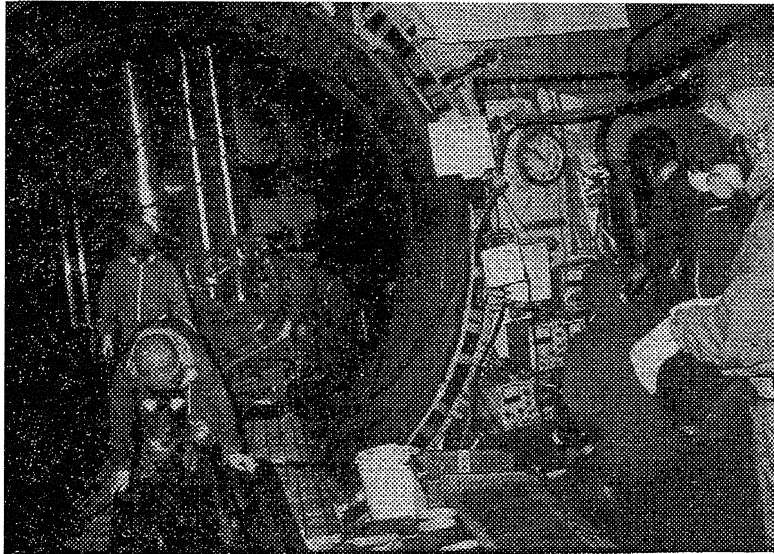
当時岩佐さんの右ひざは、直径一〇センチほどにわたって暗褐色に変色。ところどころに米粒大の白い斑点が浮き上がっていた。足にはむくみが見られ、ふくらはぎの部分の指で押すと、皮膚はくぼんだまま。田代医師は、接触性皮膚炎、虫刺され、薬のアレルギーなど考えられる原因について一つひとつテストを続ける一方、一〇月には岩佐さんが作業をした発電所内部も調査。その結果①症状がよく合う、②他の原因がすべて否定された、③岩佐さんに被ばくの可能性がある、ことなどから翌年三月二日、岩佐さんの

症状を「放射線皮膚炎と二次性リンパ浮腫(しゅ)」と診断した。岩佐さんは、この診断書とともに原発側と示談交渉。問題は参院予算委員会でも取り上げられたが、原発や科学技術庁は「皮膚炎を起すには五〇〇—一〇〇〇μCiという多量の放射線を浴びねばならないが、そんな可能性は考えられない」と、岩佐さんの被曝の事実を否定した。このため岩佐さんは四九年四月、「原子力損害賠償法」に基づいて損害賠償請求訴訟を起した。

●因果関係が最大の争点

「原子力損害賠償法」は「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる」(第三条一項)と、「無過失責任」を定めている。原告側は、民法上の損害賠償請求訴訟のように、被告側の故意、過失を立証する必要はない。発電所の現場検証三回、三二回にわたって開かれた口頭弁論では、八人の証人が出廷、因果関係が当然ながら最大の争点となった。まず被告・原発側は、岩佐さんの症状を「放射線皮膚炎」と見たてた田代医師の診断に疑問を投げかけた。岩佐さんが最初に診てもらった医師のカルテには、発赤は「右ひざ」にできていた、と書かれており、岩佐さんのいうように「右ひざ」ではない。最初の発症から阪大病院

に来院するまで二年二カ月の経過について、岩佐さんの記憶はあいまいで、岩佐さんの話をもとに診断を下したことは疑問が残る——などと主張、土屋武彦・産業医科大教授（当時放射線医学総合研究所障害基礎研究部長）を鑑定人として申請。土屋鑑定人は岩佐さんの症状を「約三十年前の右足の骨折が原因で、血



▶原発内の労働の九割までが下請け労働者にまわされる・定期点検中の日本原子力発電敦賀原発炉心部入口  
【撮影・樋口健二】

行障害を起こしたものと見るのが最も自然」と、放射線皮膚炎であることを否定した。

これに対して原告側は①カルテの「右ひじ」は「右ひざ」の書き誤まり②土屋鑑定人は皮膚科の専門医でなく、初歩的な知識にすら欠けており、鑑定人としての適格性に欠ける——などと反論、再鑑定を要求した。

原告側の推せんで再鑑定した井沢洋平・中京病院形成外科兼皮膚科部長は「我々皮膚科医の知る疾患のうち、放射線皮膚炎であることを否定することはできない」との鑑定書を提出、土屋教授の鑑定は否定されたかたちになった。

次いで被告・原電側は「仮りに放射線皮膚炎であったとしても、敦賀原発内で被ばくしたとは考えられない」と反論する。岩佐さんの持っていたポケット線量計では、被曝線量は一ミル（許容被曝線量は三カ月で三ミル）と記録されている。また現場に最も近いエリアモニターの記録でも空間線量率は一時間当り〇・八五レントゲンと低い値であった。海水パイプや床の放射能汚染もなかった——などを示す証拠が提出された。

これに対して原告側は、原

子炉は五月三日から運転を停止、点検中で、制御棒駆動機構の引き抜きなどの作業が行われていたこと、燃料棒のピンホールから多量のヨード131が一次冷却水中にもれ出しており、原子炉建屋内が炉内の放射能で汚染されやすい状態にあった事実を指摘。①岩佐さんが作業をした近くが「汚染区域」に指定されていた、②作業を終えて退出する際、ポケット線量計を受け取った係員二人がしばらく顔を見合せ、何事か相談していた、③当日のエリアモニターの記録は当初、ない、とっておきながら、二十日後になって提出された——などの状況証拠をあげ、被告側の提出したデータは、後でねつ造したもの——と決めつけた。そして、岩佐さんの被曝が起きた原因については、浄水パイプが汚染していたことなどいくつかの可能性をあげている。

また原電は、岩佐さんに四八年一〇月に五〇万円、翌年三月に二〇〇万円の計二五〇万円を支払った事実がある。原告側は「金を支払ったのは、敦賀原発内で被ばくした結果と認めたらに他ならない」と主張する。対して原電側は「放射線皮膚炎との田代医師の診断に疑念を抱いていたので、他の医療機関で診察を受けるのに必要な経費を支払ったまで」と反論、双方の主張はことごとく対立している。

「原子力損害賠償法」は公害問題が騒がれる以前に早く「無過失責任」の原則を取り入れたことから、高い評価を受け

てきた。ところが、この裁判を通して明らかになったのは、被曝の事実を立証すること自体が非常に難しいということ。放射線のデータ、作業記録などはすべて被告側の手の内にある。原告側がすべての関連資料の提出を要求しても、被告側は応じない。原告側の立証は、原告の記憶に頼るしかない。だが、放射線は目に見えない。しかも、放射線障害とよく似た症状は他の原因でも起こりうる……。目に見える大事故でも起きて、死亡でもしない限り、岩佐さんのように通常の作業中に起きたと思われるケースでは、因果関係を完全に立証することは不可能に近いように思われる。

原発内で放射線にさらされながら働く労働者は、約三万五〇〇〇人（五三年度、通産省調べ）にものぼる。その九割までが、岩佐さんのような下請け、孫請けの労働者だ。労働者の浴びた総被曝線量は年々増加、五三年度には一万三千ミルにも達した。国際放射線防護委員会（ICRP）の示したリスク（危険度）係数によれば、白血病、がん、遺伝障害を受ける人が毎年約二人現われる量である。だが、これまで何度か白血病やがんなどで死んだ、と問題になりながらも、労災認定が下りたケースは一件もない。訴訟を起こしたのも岩佐さん以外にない。因果関係の厚い壁にはばまれ、救済の道もなく泣いている遺族、労働者が多いのである。

（とまり・じろう）